

飯能市分別収集計画

令和4年6月29日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市は、昭和57年から稼働していたごみ処理施設が老朽化したことを理由に、4年半の工事期間を経て施設の更新を行い、現在、管理運営を行っている。今後、施設の長寿命化をいかにして図るかが課題となっている。

また、当市の最終処分場は、埋立可能容量の半分程度が埋め立てられているにもかかわらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。このため、ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図るための施策を展開しなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となって取り組むことによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4,068 t	4,043 t	4,018 t	3,993 t	3,968 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り、容器包装廃棄物の排出抑制等に努める。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

- ・市は、ごみの減量・リサイクルに関することについて、広報、ホームページ、パンフレット等を活用して、市民への啓発活動を行う。
- ・「ごみ減量・リサイクル推進説明会」を廃棄物減量等推進員説明会と兼ねて開催する。説明会は全市民を対象とし、各地区においてごみ減量・3Rの推進と強化を目的とする。
- ・学校・自治会、各団体などによる、クリーンセンターの見学会をはじめ、減量・リサイクルの説明会や職員が講師となり市民の要望に応じ「出前講座」を開催している。これらの事業で、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義や効果、ごみの適切な出し方などの啓発活動を行う。
- ・レジ袋削減や簡易包装の協力を事業者に求めるとともに、市民にマイバッグやマイカゴの持参を推進するため、「マイバック・マイカゴキャンペーン」を店頭や街頭での啓蒙活動を行い、レジ袋削減に努める。
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録し、プラスチック排出抑制の取組等を実施する。
- ・市民の理解と協力を求め、ごみ排出に関する意識高揚を図ることを目的にごみ収集カレンダーを毎年配布し、ごみ分別事典は改訂時に配布する。

(2) 資源再利用奨励補助金交付制度

- ・資源再利用の促進、ごみの減量化及び生活環境の保全を図るため、市民の日常生活の中から排出される廃棄物の中で、再利用できる有価物を回収する団体に補助金を交付する。対象は子ども会、自治会等の営利を目的としない市民団体となる。
- ・補助対象有価物で容器包装廃棄物は、段ボール、紙パック（牛乳パック）、紙箱等雑紙、びん、缶となる。市は、市民団体が回収した有価物の回収量に応じた補助金を交付し、市民団体の資源回収活動を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、飯能市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん（飲料・食品用）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t/年)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	22		22		22		22		22	
主としてアルミ製の容器	102		101		101		100		99	
無色のガラス製容器	77		77		76		76		75	
	77	0	77	0	76	0	76	0	75	0
茶色のガラス製容器	89		88		88		87		87	
	89	0	88	0	88	0	87	0	87	0
その他のガラス製容器	101		100		99		99		98	
	101	0	100	0	99	0	99	0	98	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5		5		5		5		5	
主として段ボール製の容器	883		877		872		867		861	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	210		208		207		206		204	
		210		208		207		206		204
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	990		984		978		972		966	
	990		984		978	0	972	0	966	0
	(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2段書 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{容器包装廃棄物} \\ \text{の排出量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right] \times \left[\text{分別収集対象人口率} \right] \times \left[\text{分別排出率} \right]$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	飲料缶	市による定期回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		民間事業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飯能市クリーンセンターは、熱回収（焼却）施設とリサイクル施設を併せ持つ施設となり、平成29年12月から施設の稼働を開始している。

当市では、飲料缶・びん（飲料・食品用）については、飯能市クリーンセンターにおいて、選別処理等を行っている。また、紙（飲料用紙製容器・段ボール）、ペットボトル及びプラスチックについては中間処理を民間事業者へ委託し選別処理等を行っている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料缶	ネット袋	パッカー車	市クリーン センター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)	透明袋 コンテナボックス		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る		民間事業者 (選別・圧縮・保管施設)
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	透明袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民や事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・廃棄物の減量、資源化等の取組を担うため、各自治会長の推薦により市長から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員は、地域住民のリーダーとして、分別収集の徹底、ごみ集積所の清潔保持の指導、ごみの減量および資源化に協力する。
- ・事業系ごみ搬入物の内容検査を実施し、容器包装廃棄物等の分別排出が不適当な事業所に対して指導、助言を行うことで分別を徹底させる。また、自主的なリサイクルの推進について情報提供を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

第10期分別収集計画 排出量見込みの算定について

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出量の見込みについては、令和3年度の実績から容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率を算出(17.628%)し、下記のとおり推計した。

	比率 (%)	3年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
収集量(実績)	100.0	23,363.9	23,077.0	22,934.0	22,792.0	22,651.0	22,511.0
容器包装廃棄物	17.628	4,118.5	4,068.0	4,043.0	4,018.0	3,993.0	3,968.0

第10期(令和5～9年度) 排出量見込み

飯能市におけるごみの収集・搬入量は、過去10年を見ると平成30年度までは減少傾向にあったものの、令和元年度・2年度については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛が長引き、各地で家庭ごみが増えたことから2年連続で増加となった。令和3年度は前年度から約3%の減少となり、10年前と比較しても、約3.5%減少しているところから、ごみの収集・排出量はコロナ禍という特殊な事情を除けば減少傾向にある。

また、人口については、将来の推計人口の参考として、国立社会保障・人口問題研究所が発表している日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)によると、本計画の目標年度に近い(令和7(2025)年)の飯能市の人口は74,084人、(平成27(2015)年)の80,715人と比較し、減少推移と分析されている。しかし、(令和2(2020)年)の推計値が77,674人であることに対し、現在(令和4(2022)年3月1日)の実績値は78,493人と2年前の推計値よりも人口が上回っており、現在は予測より緩い減少傾向となっている。

人口が緩い減少傾向であることから、排出量減少と個人排出量の減少傾向を合わせ、排出量は微減と予測する。また、各種減量・資源化施策の実施により、令和5～9年度の5年計画期間内の排出量見込みの増減率は「微減」(99.38%)とする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(法第8条第2項第4号)

分別収集対象人口率については、飯能市第5次飯能市総合振興計画では令和7年度の目標人口が80,000人であることを加味し、過去の人口推移、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、平成30年から令和4年までの実績を参考とし、現在は新型コロナウイルス感染症の影響などもあることから、実績量との乖離をできるだけ小さくするため、直近の実績である令和3年と令和4年の比率（99.38%）を採用した。

飯能市の人口実績値

平成30年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
80,070人 (対前年度比) 99.72%	79,708人 (対前年度比) 99.55%	79,553人 (対前年度比) 99.80%	79,123人 (対前年度比) 99.46%	78,630人 (対前年度比) 99.38%

令和3年と令和4年の比率（99.38%）を参考

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
78,143人	77,659人	77,178人	76,700人	76,225人

また、分別排出率については、令和元年度から3年度までの実績値をもとに、容器包装廃棄物の排出量のうち分別排出される量の割合の3年間平均の比率を算出し採用した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均内訳
容器包装廃棄物の排出量	3,929.60	4,263.55	4,118.53	
スチール缶	22.39	20.73	22.04	0.54%
アルミ缶	94.72	106.92	104.32	2.49%
無色ガラス	71.90	72.16	86.40	1.88%
茶色ガラス	95.02	85.58	85.72	2.17%
その他ガラス	106.48	110.42	86.12	2.46%
飲料用紙容器	4.32	5.34	5.68	0.12%
段ボール	802.59	934.79	933.49	21.69%
その他紙	791.99	846.77	739.09	19.32%
ペットボトル	205.30	210.09	217.67	5.14%
容器プラ	956.77	1026.90	1026.90	24.32%

参考資料

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対照容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等
排出容器			
1 合成樹脂 ネット袋	a.飲料缶 b.ペットボトル	(仕様) 材質：樹脂製（PET 再生品） 容量：1m×1m 区域：全域	集積所利用者
2 透明ごみ袋	c.びん	区域：全域	
	d.プラスチック類	区域：全域	
集積場所	a～d	従来の集積場所の利用	集積所利用者

施設の種別	対象容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等
運搬段階			
車両			
1 2t パッカー車	a.飲料缶 b.びん c.ペットボトル d.段ボール e.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,000kg 容量 4 m ³	委託業者
2 2.7t パッカー車 3.2t パッカー車	f.飲料缶 g.びん h.ペットボトル i.段ボール j.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,700kg 最大積載量 3,200kg 容量 6 m ³	委託業者

中間処理段階			
再生施設			
1 飯能市 クリーンセンター (選別・圧縮) H29年12月より 稼働	a. 飲料缶	(仕様) 主要機器: ベルトコンベヤ、磁選機、 アルミ選別機、圧縮機 能力: 0.7t/5h	市
	b. びん	(仕様) 主要機器: エプロンコンベヤ、手選 別 能力: 2.5t/5h	市
2 ストックヤード H29年12月より 稼働	a. 飲料缶	(仕様) ストックスペース: 35 m ²	市
	b. びん	(仕様) ストックスペース: 35 m ²	市